

大災害を契機としたスリランカにおける国家防災体制の変化に関する考察

(株) ソーワコンサルタント 正会員 ○松丸 亮

1. はじめに

スリランカは、スマトラ沖大地震に起因するインド洋大津波で未曾有の被害を受けた。スリランカ政府は、災害からの復興に継続的な努力を行っており、コロンボからゴールに向かう南西部の道路沿いを見る限りでは、津波被害からの回復は著しい。このような復興に対する努力に加え、スリランカ政府は、次の災害に備え、防災関連法制度の整備や防災機関の設立等を進めるとともに、国家防災計画などの立案、防災関連機関の能力強化などの準備を始めている。

本報告では、津波災害後のスリランカにおける国家レベルの防災体制の変化に焦点をあてて考察を行い、今後のスリランカに対する同分野の支援について言及する。

2. 災害対策法の整備および防災機関の設立

災害対策法の整備：スリランカは、2005年5月に災害対策法（Sri Lanka Disaster Management Act, No.13 of 2005）を国会で可決し制定した。災害対策法の制定はインド洋大津波を直接の契機としたものではなく、2003年の洪水・地滑りなどそれまでの災害経験を踏まえて、UNDPの協力の下で準備が進んでいたものであるが、津波災害が早期の制定を促したことは間違いない。災害対策法では、防災機関は、自然災害だけでなく人的災害も扱う事になっている。

防災機関の設立：災害対策法には、防災に関連する機関が集まり、大統領が議長をつとめ、スリランカの防災全体の意思決定を行う NCDM（National Council for Disaster Management：図1）の設置と防災施策の実施機関である DMC（Disaster Management Centre：図2）の設立が規定されている。DMCは、設立当初は大統領直轄の組織となっていたが、2006年3月時点では2005年11月の大統領選挙による政府の組織改編により、防災・人権省（Ministry of Disaster Management and Human Rights）の一部局となっている（図3、図4）。
その他の防災関連機関の動き：防災に関係する機関の動きとして特筆されるのは、気象局（Department of Meteorology）が科学技術省（Ministry of Science and

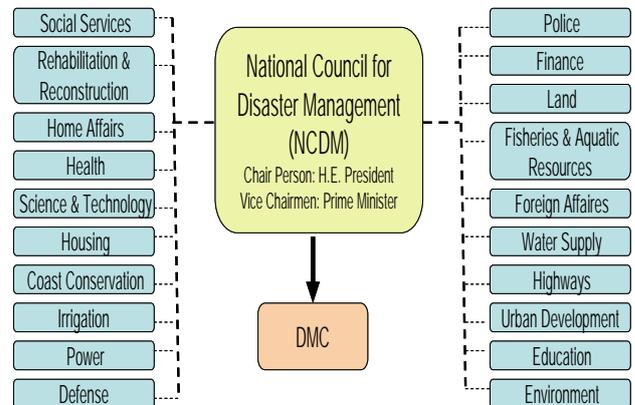


図1 NCDMの構成

出典：DMC資料

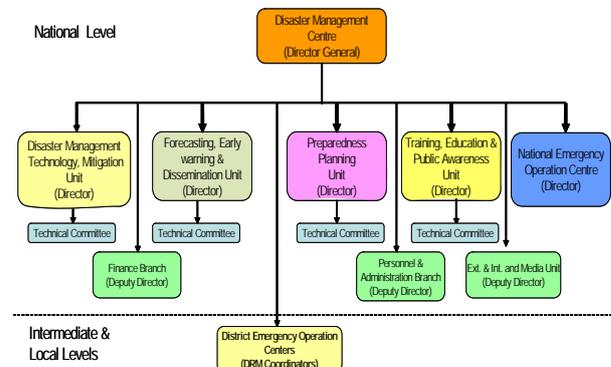
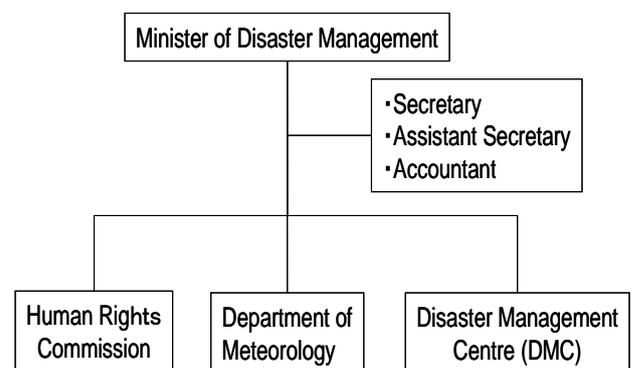


図2 DMC組織図

出典：DMC資料



出典：DMC資料を基に筆者作成

図3 防災・人権省組織

Technology) の管轄下から防災・人権省の管轄になったことである。これにより気象観測、それを基にした予警報の発出、地方政府への伝達までの一貫体制が整ったところである。これに対し、防災施策を実施していく上で気になることは、災害救援省（Ministry of Disaster Relief Services）の設立である。災害救援省には、以前から特に地域レベルでの防災活動を実施して

